

英虞湾水域
流域別下水道整備総合計画

計 画 書

令和 7 年 3 月

三 重 県

(第1表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

(伊勢湾)

英虞湾水域流域別下水道整備総合計画は、下水道法第2条の2に基づき、英虞湾水域並びに伊勢湾にかかる水質環境基準を達成・維持するために必要な下水道の整備に関する総合的な計画を定めるものであり、当該水域における個別の下水道計画の上位に位置付けられる。

2 以上の県にまたがる水域である場合、関係県間における下水道整備に関する基本方針に依る必要があり、令和5年2月17日の伊勢湾流域別下水道整備総合計画検討委員会において、COD、窒素、リンの目標負荷量の県別目標値や下水道の整備水準、水質環境基準達成のための取組について合意され、伊勢湾にかかる各県の流域別下水道整備総合計画の基本方針が示された。

基本方針では、下水道整備だけでなく、それ以外の取組と時間をかけて伊勢湾における全ての水質環境基準を達成する「最終目標」と、令和30年度を目標年次とした「当面の目標」が定められ、「当面の目標」にて県別目標値が示された。

当面の目標である県別目標値を達成するために本計画を見直し、公共用水域の水質保全、及び生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水環境を目指すものである。

1) 最終目標

伊勢湾における全ての水質環境基準を達成することを目標とするが、下水道整備のみでは達成困難であるため、市街地・農地・山林等の非特定汚染源対策も含めた流域の負荷削減、藻場・干潟の保全・再生を通じた水質浄化及び浚渫・覆砂等の底質改善などの取組の推進を行う。

下水道施設においては、当面の目標における整備水準と同等の水準を維持する。

2) 当面の目標

基本方針にて示された目標負荷量の県別目標値や下水道の整備水準を目標とする。

COD では特異点を除く環境基準地点で水質環境基準を達成することを目指し、窒素及びリンは更なる汚濁負荷量削減のための規制強化を行わず、これまでの取組を維持する。

(英虞湾)

当水域は、東に広大な太平洋がひらけ、日本三大漁場の一つである熊野灘を擁し、三重県の東南部、伊勢志摩地域に位置している。

伊勢志摩国立公園内に位置する当水域は、昭和 63 年 7 月にリゾート法の第 1 号として指定された風光明媚な観光地として知られ、観光及び養殖の盛んなところである。

しかし、生活様式の高度化やリゾート地の発展に伴う生活排水の増加により、河川及び海域の水質は年々悪化してきた。

このような状況のもと公共用水域の水質汚濁を防止するうえで、下水道整備は不可欠な施設である。

当水域の水質保全を図り、併せて都市の健全な発展と生活環境の整備・向上に寄与することを目標として、下水道整備の計画を行うものである。

(ロ) 整備計画年度

令和元年度より令和 30 年度まで

(ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理区の 名称	合流式・ 分流式の別	計画 処理人口 (千人)	計画下水量 (m ³ /日)	摘要
鳥羽市	相差・畔蛸	分流式	0.7	600	整備中（供用中）
	小計		0.7	600	
志摩市	坂崎	分流式	0.1	60	整備中（供用中）
	的矢	分流式	0.1	60	整備中（供用中）
	神明	分流式	1.7	900	整備中（供用中）
	船越	分流式	0.8	400	整備中（供用中）
	迫塩桧	分流式	0.1	80	整備中（供用中）
	小計		2.8	1,500	
南伊勢町	五ヶ所・切原・飯満	分流式	0.4	300	整備中（供用中）
	船越	分流式	0.1	80	整備中（供用中）
	小計		0.6	380	
合計			4.1	2,480	

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度

<河川 BOD>

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
加茂川	全域	0.41 (野畠井堰)	A	イ	—	—	S49.5.10 三重県告示第311号

<海域 COD>

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
英虞湾	別記1の水域		海域 A	イ	—	—	S49.5.10 三重県告示第311号
五ヶ所湾	別記2の水域		海域 A	ロ	—	—	S49.5.10 三重県告示第311号

<海域 T-N、T-P>

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
英虞湾	別記3の水域		海域 I	ニ	—	—	H8.3.29 三重県告示第199号
五ヶ所湾	別記4の水域		海域 I	ニ	—	—	H10.3.31 三重県告示第172号
伊勢湾 (二)	別記5の水域		海域 II	イ	—	—	H8.2.27 環境庁告示第11号 (H14.3.15) (環境省告示第19号)

(注意)

- ・目標類型（河川）の基準値は次の通り。

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

- ・目標類型（海域）の基準値は次の通り。

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

類型	基準値	
	全窒素	全燐
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- ・達成予定年度は次の通り。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

「ニ」段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

「ー」達成予定年度が定められていない。

(別記)

1. 志摩町御座字岬山 918 ノ 1 番地と南勢町田曾浦字ヒラカタ 4334 番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（英虞湾・A）
2. 南勢町田曾浦字ヒラカタ 4334 番地と南勢町相賀浦字鷺ヶ鼻 1 番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（五ヶ所湾・A）
3. 大王町と志摩町を結ぶ深谷大橋、同町御座岬と南勢町田曾崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（英虞湾・I）
4. 南勢町田曾崎と同町止ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（五ヶ所湾・I）
5. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾（イ）、伊勢湾（ロ）及び伊勢湾（ハ）に係る部分を除いたもの（伊勢湾（ニ））

(第2表) 处理施設

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	削減目標量 (kg/日)	削減方法		放流及び先位の名称	摘要			
						当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量	削減目標量の一部に相当するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量または燐含有量(kg/日)		日平均計画下水量 (m ³ /日)	～日最大計画下水量 (m ³ /日)	水質項目	計画流入水質 (mg/L)
相差 浄化センター	鳥羽市	相差・畔蛸	標準活性汚泥法等	600	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	伊勢湾	406 528	BOD COD	144 92	15 14
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	43 4.2	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	127 82	15 14
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	33 5.4	17 1.4
坂崎 浄化センター	志摩市	坂崎	標準活性汚泥法等	60	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	伊勢湾(的矢湾)	43 56	BOD COD	100 83	15 14
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	33 5.4	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	53 10.0	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	53 10.0	17 1.4
的矢 浄化センター	志摩市	的矢	標準活性汚泥法等	60	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	伊勢湾(的矢湾)	40 52	BOD COD	100 83	15 14
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	53 10.0	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	53 10.0	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	53 10.0	17 1.4
神明 浄化センター	志摩市	神明	標準活性汚泥法等	900	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	英虞湾	682 876 (1, 458)	BOD COD	211 128	15 14
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	42 4.6	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	42 5.6	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	42 5.6	17 1.4
船越 浄化センター	志摩市	船越	標準活性汚泥法等	400	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	英虞湾	306 394	BOD COD	143 90	15 14
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	42 5.6	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	42 5.6	17 1.4
					T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —			T-N T-P	42 5.6	17 1.4

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	削減目標量 (kg/日)	削減方法		放流及び先位の名称	摘要			
						当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量	削減目標量の一部に相当するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量または燐含有量		日平均計画下水量 (m ³ /日)	(ビーグル大計画下水量) (m ³ /日)	水質項目	計画流入水質 (mg/L)
迫塩桧 浄化センター	志摩市	迫塩桧	標準活性汚泥法等	80	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	英虞湾	60 77	BOD COD	207 90	15 14
										T-N T-P	45 4.4	17 1.4
五ヶ所・ 切原・飯満 浄化センター	南伊勢町	五ヶ所・ 切原・ 飯満	標準活性汚泥法等	300	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	五ヶ所湾	168 215	BOD COD	179 98	15 14
										T-N T-P	36 3.9	17 1.4
船越 浄化センター	南伊勢町	船越・ 中津浜浦	標準活性汚泥法等	80	T-N — T-P —	T-N — T-P —	T-N — T-P —	英虞湾	57 73	BOD COD	151 95	15 14
										T-N T-P	32 3.4	17 1.4

*本計画における処理場は下水道法施行令第2条の2に規定する要件に該当しないため「削減目標量」及び「削減方法」は記載しない。

*「ピーク下水量」とは、整備計画年度（R30）までの期間において面整備の進捗により最大となる計画下水量である。令和30年度までにピーク下水量が現有施設能力を超える場合は表に記載した。

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度

令和元年度から令和10年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定 処理区 の名称	処理施設 の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の 実施順位
鳥羽市	相差・ 畔蛸	鳥羽市相差 浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
志摩市	坂崎	坂崎浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
志摩市	的矢	的矢浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
志摩市	神明	神明浄化センター	処理水量の増加に応じて処理施設を増設する。	面整備：- 高度処理：-
志摩市	船越	船越浄化センター (志摩市)	-	面整備：- 高度処理：-
志摩市	迫塩桧	迫塩桧浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
南伊勢町	五ヶ所・ 切原・飯満	五ヶ所・切原・飯満 浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
南伊勢町	船越	船越浄化センター (南伊勢町)	-	面整備：- 高度処理：-

注) A : 中期整備計画年度内に面整備や高度処理の導入を優先して実施する。

B : 中期的には他の事業や処理場を優先する。

- : 面整備…概成済み。高度処理…導入済み又は位置付けられていない。